

国連新体制の中での日本の役割――NGO提言

2006/07/25

国連改革を考えるNGO連絡会

【共通課題】

■ジェンダー

軍縮、平和構築、人権、開発のすべての分野において、日本政府は、国連がジェンダー課題に十二分に取り組むことが可能となるよう国連の新体制の構築を主張し、その後の実施活動を市民社会、企業とともに支援すること。

【軍縮】

■国連総会第一委員会

日本政府は、第61回国連総会第一委員会における核軍縮決議に核兵器廃絶に向けた斬新な内容を盛り込むこと。核兵器の使用・威嚇の違法性に関する国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見からの10周年、大量破壊兵器委員会（WMDC、ブリクス委員会）報告書――核兵器の非合法化や大量破壊兵器世界サミットなどを提案している――などが参考になる。

■ジュネーブ軍縮会議（CD）

日本政府は、CDの停滞打開に向けた斬新な提案を行うこと。核分裂物質生産禁止条約、宇宙軍拡の防止など重要課題に幅広く柔軟に取り組む姿勢を打ち出すこと。膠着を打開するためには、3分の2合意による作業計画の採択をうたったWMDC報告書提言が参考になる。

■WMDC報告書

日本政府は、WMDC報告書の提言内容に基づいて大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する市民との政策協議を実施すること。濃縮・再処理の不拡散、核によらない安全保障、ミサイル防衛、宇宙兵器など、日本に深く関わる重要事項が多数盛り込まれている。

■安保理

日本政府は、非常任理事国として、核・生物・化学兵器の軍縮・不拡散に関する安保理の機能強化に主導的な役割を果たすこと。技術・検証・監視の機能強化など、WMDC報告書が参考になる。

■軍縮教育

日本政府は、2002年の軍縮・不拡散教育に関する国連専門家報告書を活用して、軍縮教育に関する市民との共同プロジェクトを実施すること。それに向けて、国内外のNGOや地方自治体との協議・立案を開始すること。

【平和構築】

■平和構築委員会

日本政府は、組織委員会メンバー国として、平和構築委員会および平和構築支援室との市民社会の連携、とりわけ紛争地域当事者の市民組織との連携を促進するために主導的な役割を果たすこと。

■紛争予防

日本政府は、紛争予防のための市民の役割に関する近年の国連論議（安保理討論SC/8500、2005.9.20、武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ（GPPAC）世界提言2005.7等）をふまえた政府・市民間の政策協議を、日本国内において実施すること。

■平和構築・人間の安全保障課

日本政府は、平和構築に関する政策発展のための調査及び情報収集、国内外の市民・NGO平和構築コミュニティとの意見交換、海外の国際平和構築ネットワーク（ドナー、国際機関など）の促進を目的とした「平和構築・人間の安全保障課」（仮称）を外務省内に新設し、省内のみならず他省庁・関係機関（主にJICA）との政策の一貫性を図ること。

【人権】

■人権理事会への期待

人権理事会の構成メンバーの選挙が2006年5月に実施され、第1会期の人権理事会が6月19日～30日に開催されることを受け、人権理事会が人権の促進と保障のためにより活発な活動を行うこと。またこの構成メンバーである日本政府が、人権の普遍性を前提としてこの理事会を国際社会の公正かつ建設的な協議と行動の場として発展させることを期待する。

■公約の公表

選挙に当たり、日本政府が、人権理事会構成メンバーとして「ふさわしい政府」であることを示した「公約」文書を国連総会議長に対し、2006年4月に提出したことを評価する。日本政府は、この文書を速やかに日本語に翻訳し、外務省のウェブサイトで国内に公表すること。

■公約提出の自発的義務

日本政府は、人権理事会構成メンバーとしてその任期中、自発的に毎年「公約」文書を国連事務総長に提出すること。

■公約に関するNGOとの協議

今回提出された「公約」文書の内容に関しては、残念ながらいくつもの問題がある。例えば、主要な人権課題すべてへの取組が公正に言及されておらず、国際人権規約・自由権規約（ICCPR）の個人通報制度など重要な人権システムの受入に関する言及も行われていない。人権理事会構成メンバーとして、高い水準の人権規範を自ら遵守することが不可欠という点を日本政府は再認識し、今後「公約」文書の作成に当たっては関連するNGOと協議機会を設けること。

■作業方法

日本政府は、人権理事会の作業方法が公平で透明性が高く、かつ効果的であることを促進すること。具体的には「ノーアクション動議」の乱用を停止するよう積極的に働きかけること。

■特別会期

人権理事会の第1特別会期が6月末に行われたイスラエル政府によるガザ地区侵攻とこれに関する人権侵害に関して開催されることを歓迎する。日本政府は、この特別会期において、独立性の高い専門家チームの早急なパレスチナ派遣を指示し、こうした人権侵害が行われないよう国際社会の協力を促進すべきである。とくに、特別会期・追加会期開催のための迅速で効果的な手続きの確率が今後とも不可欠であり、こうした特別会期の開催提案に関しては理事国だけでなく、NGOにもこうした権利が一定の条件で付与されるよう働きかけること。

■特別手続き（特別報告者）の強化

人権理事会の次会期で予定されている特別手続き（特別報告者）に関し、日本政府は、特別報告者によって人権委員会に提出されている報告書の人権理事会として検討し、勧告を速やかに総会に送付するよう働きかけること。また、報告書の検討に関する作業方法を明確にすること。特別報告者の調査に関する権限および国家の受入、協力義務を強化するよう、人権理事会に働きかけること。

■条約機関の強化

日本政府は、新たな人権保障制度における条約機関の役割強化の重要性を確認し、審査への協力が促進され、定期報告書の提出の遅延などが起きないように、働きかけること。

■特別手続きおよび条約機関の勧告のフォローアップの強化

日本政府は、人権理事会が、特別報告者の報告書や条約機関の勧告に対し、建設的な話し合いを促進し、フォローアップの強化を図るよう働きかけること。またこのためには、日本政府自らが、こうした勧告に対するフォローアップを真摯に行うこと。

■専門家機関

日本政府は、長年人権小委員会およびこれに付随する各種作業部会に専門家を送り、人権保障の促進に貢献してきた。日本政府は、人権理事会が、2006年最終会期が開催される人権小委員会の貢献を再確認し、人権小委員会が作業中であった課題を引き継ぎ、速やかにこの機能を継承する専門家による新たな人権機関を設置するよう働きかけること。

■普遍的定期審査

普遍的定期審査 (Universal Periodic Review=UPR) は、新しい人権理事会の新しい重要な機能として注目されている。UPRが、迅速かつ実効的、建設的に行われるよう、日本政府は、この機能を実行するためのプランを、その可能性と課題を含めて早急にまとめること。

■NGO および国家人権委員会の参加

日本政府は、NGO および国家人権委員会のスムーズで積極的な人権理事会への参加を保障するよう、人権理事会に働きかけること。

■規準設定活動

従来行われてきた規準設定活動は人権保障活動の中で重要な役割を担ってきたし、公平な人権活動の促進には今後も不可欠なものである。日本政府は、規準設定活動の重要性の再確認と人権理事会での引継ぎを積極的に進めるよう働きかけること。

■年次人権報告書

2006年に入り、フィリピンなど日本政府の援助プログラムと深い関係をもつ諸国で、人権活動家などの殺害が多発しているが、日本政府はこうした諸政府に対し人権上の有効な対応をしているとは思われない。日本政府は、人権理事会の構成メンバーとして、日本と援助プログラムなどを通して深い外交関係をもつ国々の人権状況に対し、まず積極的な調査を行い、状況を把握するべきである。この点、こうした調査報告書を「年次人権報告書」として作成し、国会に提出するとともに、人権理事会で積極的に利用すること。

■権利基盤アプローチの強化

日本政府には、人権理事会の構成メンバーとしての基盤整備という視点から、遵守、教育、啓発を通しての国際人権規準の平和・安全保障、開発分野での活用に積極的になること。このためには、権利基盤アプローチあるいは人権基盤アプローチの基礎概念に関する国内および国際ワークショップなどを開催すること。

■人権教育プログラムの強化

日本政府は、行政機関内部において、あるいは司法機関、立法機関と協力の上、人権理事会構成メンバーにふさわしい人権教育プログラムの強化を行い、その効果および成果を定期的にNGOなどの関連団体とともに評価すること。

【開発】

■ODAの「質」の向上

日本政府は、国際社会との協力によってODAの「質」の向上により一層努めること。具体的には、OECD/DACのピア・レビューやAid Effectiveness（援助効果向上）に関する「パリ宣言」などを踏まえ、貧困削減を最大目標として援助協調やODAのアンタイト化、一般財政支援などの新スキームに関する国際的議論への積極的な参加を進めること。

■ODA新体制の下での援助政策及び実施の一貫性

昨年からはじまったODA実施体制に関する改革議論は、結果として日本のODAのあり方に大きな影響を与えることになる。「ミレニアム開発目標（MDGs）」など、国際的な課題に対する取り組みを国連を中心とした体制で進めるためにも、多国間援助（マルチ）と二国間援助（バイ）の整合性、政策的一貫性を図る必要がある。新しいODA体制においては、貧困削減を日本の援助政策の中心目標とすること。

■新資金メカニズム

日本政府は、エイズ・感染症対策を目的とした航空券税などの新資金メカニズムや国際公共財（GPG）に関する国際的議論に積極的に参加すること。

■権利基盤アプローチ

国連での人権理事会の設立、日本のODA実施体制の改革などを契機に、日本政府は援助政策において人権配慮を主流化させること。例えば、少数民族に関するガイドラインや人権基盤アプローチによる援助プログラムなど、国際的水準に照らして、まだ不十分な政策の整備をすること。

■ODA・援助政策への市民参加の促進

OECD/DACによって2008年に行われる（であろう）日本のODAに対するピア・レビューに、積極的に市民・NGOを参加させること。

■企業との連携

日本政府は、「ミレニアム開発目標」に向けた企業の役割を認識し、企業が貧困や環境、人権問題など国際社会の課題に積極的に取り組み、社会的責任を果たせるように必要な環境、政策を整備すること。特に、「人間の安全保障」を日本の外交の柱として、不安全の除去のために企業がその役割を果たせるようにすること。

〔この提言は、「国連改革を考えるNGO連絡会」を構成する市民外交センター、ピースボート、日本国際ボランティアセンターがまとめたものである。〕